

# もったいない！その食品、子どもの居場所で活用できます(協力依頼)

令和8年4月1日

事業者等の皆様へ

群馬県生活子ども部 子ども・子育て支援課（子育て支援係）

## ○「子どもの居場所」への食品寄贈について

- ・近年、地域において、子ども食堂や学習支援などを行う活動が展開されており、経済的・社会的に支援を必要とする子どもたちにとって、重要な「居場所」となっています。
- ・県では、次代を担う子どもが安心して将来に夢を抱けるよう、子どもの居場所づくりを推進し、円滑な運営を応援しています。その一環として、「居場所」に集まる子どもたちへの食事やおやつ等の食材に活用するため、生産や流通過程において生じる食品ロスの寄贈をお願いしています。
- ・食品ロスの寄贈に関しては、企業・商品イメージや責任の所在など種々の事情により難しい面もあるとは思いますが、最近では、食品ロスに対する世界的・全国的な問題意識の高まりと社会貢献等の側面から、関心を持つ事業者も少なくありません。

## ○こんな寄贈の方法もあります

- ・「食品ロス」以外にも、災害等の備蓄食糧の入れ替えにより不用となる食品の寄贈もあります。
- ・また、お客様や従業員の皆様にご家庭で不用となった食品（慶弔の引出物、お歳暮・お中元など）の提供を呼び掛けていただき、集まったものを寄贈していただく方法（フードドライブ）もあります。

## ○お問い合わせ、ご支援・ご協力をいただける場合には

- ・群馬県子どもの居場所づくりコーディネーターまでお電話ください。  
群馬県生活子ども部 子ども・子育て支援課 027-226-2622 宮下
- ・子ども食堂等の居場所やフードバンクとのマッチングを調整させていただきます。マッチングの流れについては、下図をご覧ください。
- ・消費・賞味期限を過ぎたもの、汚損・破損など食品衛生上の問題があるものは、お申し出をお受けできません。また、合意書や同意書などの書類をお願いすることがあります。
- ・県内地域の子ども食堂や学習支援等の居場所は、県HP「子どもの居場所実施団体一覧」をご覧ください。⇒ <https://www.pref.gunma.jp/page/3689.html>



＝メモ＝

### ■食品ロス

食品の生産・製造、流通、消費の過程において、なんらかの事情（規格外、返品、売れ残り、食べ残しなど）により、可食食品が廃棄等されることで、農林水産省の推計では、日本の食品ロスは、事業系・家庭系合わせて年間465万トン（令和5年度推計値）に及びます。

### ■フードバンク

企業等からの寄贈食品（食品ロス等を含む）を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配布する活動です。県内でも、複数団体が活動を行っており、「居場所」に対する食品寄贈もその活動の一つとなっています。

